

地域計画策定に係る地区座談会(桂地区) 議事録

桂地区(大字上坏、下坏、栗、北方、高久、錫高野、孫根、岩船
高根、阿波山、下阿野沢、上阿野沢、御前山)

1. 日 時 令和6年3月10日(日) 午前10時00分～正午
2. 場 所 城里町桂公民館「大ホール」
3. 関係者の出席 農業委員5名、農地利用最適化推進委員4名
認定農業者4名、新規就農者1名、地区区長7名
一般及び地区内農家14名、多面交付団体5組織
4. 関係機関の出席 水戸農業協同組合1名、茨城県県央農林事務所3名、
茨城県農地中間管理機構1名、那珂川沿岸土地改良区1名
那珂川統合土地改良区1名
5. 事務局の出席 城里町農業政策課7名、城里町農業委員会事務局3名
6. 開 会
7. あいさつ 城里町農業政策課長
8. 地域計画について (城里町農業政策課より説明)
(1) 今までの「人・農地プラン」から地域計画策定までの経緯について
(2) 「地域計画」の策定について
9. 畑地帯総合整備事業について
(那珂川沿岸土地改良区、茨城県県央農林事務所より説明)
10. 質疑応答・意見交換

(質疑・意見交換概要)

○地区区長兼多面的機能支払交付金活動組織代表

土地改良区に係る要望について

水田の排水路に残土が溜まり、田植えに影響が出る。土地改良区に申し出たが回答がない。このことについて説明願いたい。場所は、錫高野地区である。

●城里町農業政策課

錫高野地区の状況は把握しています。年度内に予算の範囲内で対応する予定です。

○地区区長兼多面的機能支払交付金活動組織代表

予算ではなく、現況をきちんと解決できる方法で取り組んでいただきたい。

○認定農業法人代表

現状について質問して良いでしょうか。

- ・大字高根地区にある耕作している水田の隣の水田が荒れ、排水路や山も荒れている。排水路の上に篠竹があり切るに切れない。そのため、トラクターが通行が出来なくなっている。
- ・山の竹が道路に覆い被さっており、配送車で大型機械を配送しているが通行が出

来ない。

- ・配送車を止めるところがほしい。

こういったことは個人的に役場に要望に行ってもよいのか。

今回の地域計画の座談会は将来の話をする場だが現実を見て欲しい。

●城里町農業政策課

農地であれば、農業委員会で地権者へ通知を出すことができる。山林であれば、まずはその地権者で対応していただくことになる。国有林であれば、町で対応する。農道が狭いなどがあるのであれば、大きな面積でなくても小さな面積でも基盤整備はできるので、今から計画を立てておけば大規模な農家も作りやすい状況になっていくのではと思います。

○認定農業法人代表

大雨などで作付けをしている水田に竹が倒れてきてしまい、稲がダメになってしまふ。こういうことについて役場に相談することは可能か。

●城里町農業政策課

区長要望での対応をお願いしたいと思います。

また、多面的機能支払交付金制度を活用して整備を行うこともできる。現在、桂地区において団体を構成し整備を行っている地区もあります。他の地区においてもこの制度を利用することが出来るので活用してはどうかと思います。

○認定農業法人代表

話している地区は区長がいない。このような地区はどうしたらよいか。

●城里町農業政策課

その場合には、まず農業政策課に相談いただいて解決方法を見つけられれば。

○認定農業法人代表

今度現場を案内する。区長を通すのではなく、直接話ができる体制にしてほしい。

○地区区長兼多面的機能支払交付金活動組織代表

管理について地権者に周知徹底してほしい。地権者には管理義務がある。個人的に話すと感情的になるので町から周知徹底をお願いしたい。

●城里町農業政策課

来月から新年度になるのであらためて広報誌等で案内していく。

○農業委員

- ・北方の滝下地区は、55年ぐらい前に基盤整備を行ったが、現在水が湧く水田がありとてもぬかるんでいる。そのため耕作放棄地が増えている。また、ぬかるみに浅い深いがある。再度基盤整備をして若い人が耕作できる圃場を作ってほしい。
- ・裾まわりの用水から水が漏れている。
- ・桂川土手の草刈りは誰がやるのか。

●城里町農業政策課

地元で話し合いがまとまり同意があれば整備することは可能です。

●那珂川統合土地改良区

地元でまとめれば土地改良、区画整備、排水路の整備において事業を入れて対応することは可能です。漏水の修理においては、要望をあげてもらい賦課金の予算の範囲内で直すことはできます。しかし、だましだましの修理が現状なので基盤整備事業を行うのが一番良いと思います。基盤整備事業を行う場合には、地元の負担金が発生するので土地改良事業で集積・集約を行い、補助を受けて行う流れとなります。法面の除草については、使っている方が基本的には行う形となります。多面的機能支払交付金事業を使うのも一つの手です。団体を立ち上げてもらって、草刈りに出してもらえれば、手当も払うことが出来ます。制度を活用するような対応が必要と考えます。

●城里町農業政策課

法面の除草について、都市建設課において対応できる案件に関しては、繋ぐことはできます。

○認定農業者

増井地区で行われている土地改良事業を色々な地区でできるのが理想。若手は、個人で頑張っている人が多い。地元が盛り上がるとは具体的にどういうことか。申請方法は（書面、話し合い？）増井地区の土地改良事業における経緯を知りたい。増井地区は今後のモデルケースになると思う。

●城里町農業政策課

増井地区の水田の真ん中の道は通学路になっている。大雨が降るとぬかるんでしまい耕作しにくく、車も通れない状況となっている。増井地区においては、区長を含め全体的な整備をやろうという声がまとまった。地元でまとめれば農業政策課においても支援したいと思います。

○認定農業者

茨城県県央農林事務所より説明のあった畑地帯総合整備事業における農家の負担割合 12.5%とはどれぐらいの金額か。

●茨城県県央農林事務所

まずは区長に話していただき、地元でまとめれば県においても地元説明会や地権者に説明を行いたいと思います。負担割合に係る費用は工事内容によって変わります。調査同意が得られれば、数年調査を行い、皆様に意見調整を行いながら整備案を提示します。その後、内容を修正し、本同意に移行する形となります。

1 ha=300~400 万円の場合もあります。そのため、集積・集約 85%以上を目指していただきたいと思います。

○認定農業法人代表

阿波山（原野十文字から高根方面）の耕作放棄地を活用して畑を耕作しているが、大雨だと畑から道路に土が流れる。車が汚れるなどの苦情は来っていないか。

●城里町農業政策課

都市建設課で対応したとは聞いています。

○認定農業法人代表

畑が掘れて小麦が流れてしまった。うち以外にも同じ状況のところはある。役場で対策は考えているのか。

●城里町農業政策課

そのような箇所は畑地帯総合整備事業での基盤整備が有効かと思うので進めていきたいと考えている。

○農業委員

地域計画策定後、農地の貸借制度が変わるとあるが、現在、利用権設定と中間管理機構による貸借とあるが、中間管理機構の貸借のみとなるのか。

●城里町農業委員会事務局

今すぐではない。現在は利用権も受け付けている。

●城里町農業政策課

R7.3以降（または地域計画策定後）に新たに契約を結ぶ場合は中間管理機構を通じた貸借となる。（農地法の利用権設定は残るが、農業経営基盤強化促進法による利用権設定はR7.3以降（または地域計画策定後）無くなる。）

○農業委員

農業委員会総会の案件で、利用権設定においては、ほとんど使用貸借となっている。集約・集積を進めるのであれば国なり県なりから借地料の補助金（地権者の収入を考慮して）を出すべきではないか。

●茨城県農地中間管理機構

機構集積協力金だと思いますがこれは単年度で事業を行っています。令和6年度の機構集積協力金については現在予算審議中です。農地中間管理機構は契約締結のみで賃料においては地域の実情に応じてそれぞれ設定していただいています。増井地区においては、地域において賃料を決めていただきました。機構集積協力金に関することは町に確認していただきたいと思います。

○農業委員

土地改良を行うには85%以上の集積を目指したいと思うが、「集積」の考え方について教えてほしい。御前山の梢原地区では基盤整備済みだが、竹が生えてトラクターが入れない。区長が国交省に言って一部切ってくれたが、根までは取ってくれないのでまた生えてくる。今後のことについて町としてどうしたら良いかアドバイスがほしい。

●茨城県県央農林事務所

集積の考え方について、19.8haを担い手10人で分ける場合は1.9haとなります。中心経営体に位置づけられる方が対象となるため、実際には同じ地区で何十人となることはないと思う。国や県の考え方としては、なるべく大きな経営体の方に地域の圃場を責任を持って担っていただきたいという考えがあるので、それなりの規模の方で人数を絞っていくのが重要となりますが、最初からだめだという訳ではありません。地域の話し合いをしながら調整していき、担い手の設定を行っていきたいと考えております。

○農業委員

10ha あって中心経営体が1人しかいない場合は8.5ha ということか。

●茨城県県央農林事務所

その通りです。

●城里町農業政策課

(竹に関して) 御前山の現場は確認しています。区長にもご対応いただき進展しているところです。今後も農業政策課に相談してもらって、町としても国交省と協議をするなど協力しながら進めていきたいと考えている。

○地区区長、多面的機能支払交付金活動組織代表

矢の目沢放牧場の今後の活用について。貸し出しを行うのか。

●城里町農業政策課

矢の目沢放牧場は、令和5年度をもって閉牧と決定しました。活用については未定です。今後相談しながら意見をいただき決めていきたいと考えております。

○地域おこし協力隊員

増井の土地改良の際に調査同意などで時間がかかったと聞いた。土地改良全体の時間を短縮させるにはどうしたらよいか。

●茨城県県央農林事務所

集積と地元負担の話し合いで時間がかかります。時間は、担い手に集積できるかどうかによると思います。また、全員の同意をもらうにも時間がかかります。担い手をまきこんで地域に来てもらい地元と一体になって同意や集積がまとまれば進めやすくなるのではと思います。まとまったからといっても次年度という話にはなりません。複数年は必要になります。

○認定農業法人代表

毎年農機具が高くなっている。町から農機具に係る国県補助金等の情報がほしい。

●城里町農業政策課

町のホームページや認定農業者の方を中心に国県補助金等の情報を通知をしています。(肥料高騰化補助等)

県から提示があれば通知や町のホームページに記載するのでご確認いただきたいと思います。また、直接役場にお問い合わせいただいても構いません。

○認定農業法人代表

先程も話したが、将来のこと(地域計画)も大事だが、現実も見たい。

○地区区長兼多面的機能支払交付金活動組織代表

農業委員会会長が代わられたと思う。城里町の農業についてどう考えているか、展望について一言いただきたい。それと太陽光発電設備について農業委員会において許可を出しているが、管理体制について農業委員会の権限はどのくらいあるのか。また、追跡調査を行っているのか確認したい。

●農業委員会会長

利用権設定が中間管理機構の手続きに代わることは賛成している。話があった配送

車の邪魔になることなどは今後注意していく。土地改良については、同意があっても7年くらいかかるので短期間でやるのは難しい。慎重にご協力をいただいでやっていかななくてはならないと思っている。高根地区では70代より下の耕作者はいない状況になっている。

太陽光発電については、私個人としては土地の貸借はやめてほしいと思っている。30年後に土地を返してもらっても困る。上物（構築物）と一緒に返される可能性もある。認可はしているが、業者に土地は買ってもらい、自己所有地において太陽光発電をしてもらうような流れにしていかなければならないと思っている。

○地域おこし協力隊員

地域計画は長期的なものであるが、短期的に動けるものとして、多面的機能支払交付金制度があると思うが、次回の座談会又は座談会の内容を報告する際にあわせて多面組織の設立の仕方などの情報を提供していただきたい。

●城里町農業政策課

多面的機能支払交付金活動組織は増えており(17団体ある)、活用していただきたい。農業政策課に資料があるので次回の座談会に用意する。

○新規参入農業法人職員

座談会の中で弊社のお話が出たのでご挨拶させていただきたい。

城里町との連携を締結し、現在錫高野にて梨の栽培を開始しました。

実績としては、今年から青森で50haりんご園を経営しており、青森と同様に城里町に果樹の一大産地を作りたいと考えております。さきほど集積の話が出ましたが、果樹棚を張る場合でも大きな面積の方がコスト削減及び効率が上がります。土地改良事業において1人で何haという話がありましたが、弊社においてノウハウも持っているので土地改良事業において要件である集積の際に利用していただければと思います。

11. 開 会